



税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

<http://zeisou.net/>

第 207 号

平成 28 年 8 月 1 日

税相だより
発行協力会

北九州市小倉北区
紺屋町13-1
毎日西部会館4F
TEL 531-2431



旧 八幡市民会館

旧 八幡図書館



八幡市民会館と八幡図書館

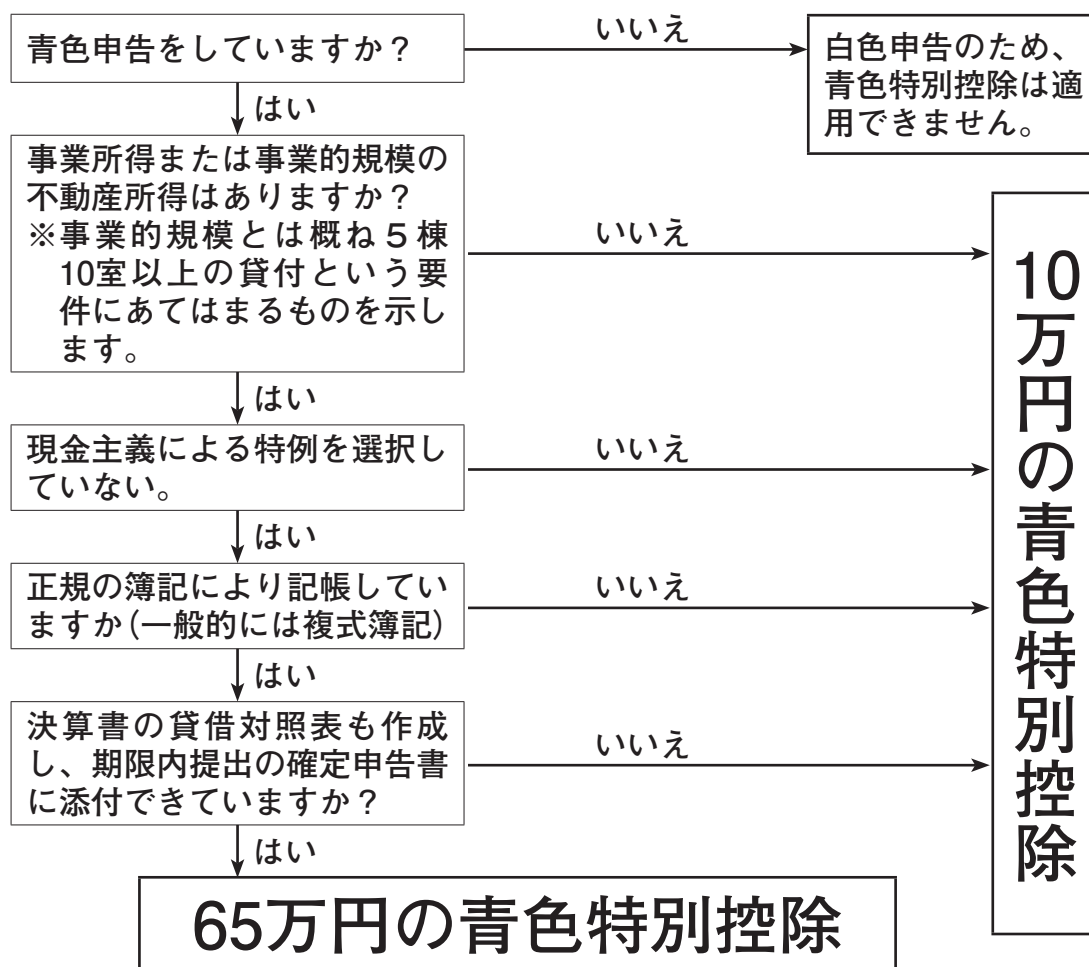
八幡市民会館は昭和33年に開館し、旧八幡図書館は、昭和30年に開館しましたが、どちらも、平成28年3月をもって閉館移設(4/22からは現在の八幡図書館にて開館)となりました。どちらも広島世界平和記念聖堂の建設などを手掛けた建築家 村野 藤吾氏によって建設され、長年人々に愛されてきましたが、惜しまれつつ閉館しました。今後は、新八幡病院用地として、どちらも活用されていく予定。

● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所	〒801-0863	門司区栄町2番3号ニッチクビル3階	TEL 332-2380 FAX 321-2380
小倉税務相談所	〒802-0081	小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階	TEL 531-2431 FAX 531-2451
小倉南税務相談所	〒802-0804	小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階	TEL 951-3033 FAX 922-6008
若松税務相談所	〒808-0034	若松区本町3丁目11番1号バイサイドプラザ若松本館4階	TEL 771-3726 FAX 771-5692
八幡税務相談所	〒805-0061	八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階	TEL 681-4538 FAX 671-1559
八幡西税務相談所	〒807-0856	八幡西区八枝3丁目7番19号	TEL 603-4777 FAX 603-4779
戸畑税務相談所	〒804-0082	戸畑区新池2丁目2番4号重松ビル2階	TEL 871-7651 FAX 871-7656

青色申告特別控除65万円を知っていますか？

申告には2種類の申告があり、白色申告と青色申告が存在します。中でも青色申告には特典が多く、特典には青色申告特別控除10万円と65万円があります。今からしっかり準備を始め、来年度から65万円の控除を受けられるように目指しましょう。そのためにはまず、正規の簿記(※)において損益計算書及び貸借対照表の作成が必須です。まず、自分が65万円控除の対象かどうかチェックしてみましょう。



※「正規の簿記」とは、「資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を正規の簿記の原則に従い、かつ、明瞭に記録し、その記録に基づき、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない」との規定に基づく記帳方法を称しています。つまり、日々の継続的な記録及び年末在庫のたな卸しやその他の決算整理を行うことにより、貸借対照表と損益計算書を作成できる状況であれば簡易帳簿による簿記も「正規の簿記」に該当すると考えられています。

(注) 税相帳簿のみによる記帳で65万円の控除をとることは難しいのでくわしくは担当者にご相談ください。なお、税相による記帳代行もしております。

(注) 白色申告の方は、平成26年1月より、記帳と帳簿保存が義務化されています。必要要件は、青色も白色も、ほぼ同様です。上記以外にも、色々な特典を受けることができる、青色申告を、おすすめします。

簡易課税制度一部変更のお知らせ

今年度より、消費税の簡易課税制度のみなし仕入率において変更がありましたのでお知らせします。今回変更のあった業種は、金融業及び保険業並びに不動産業となります。

金融業及び保険料	以前	→	今年度から
	第四種事業 { みなし仕入率 60% }		第五種事業 { みなし仕入率 50% }
不動産業	以前	→	今年度から
	第五種事業 { みなし仕入率 50% }		第六種事業 { みなし仕入率 40% }

※ 簡易課税制度とは中小事業者の事務負担を軽減するため、実際の仕入れに含まれる税額を計算することなく、売上げに対する税額に一定のみなし仕入率を乗じた金額を仕入れに含まれる税額とみなすことのできる制度。

参考資料 国税庁ホームページより

6月に下記の税務相談所で専担税理士が交代いたしました。宜しくお願いします。

税 務 相 談 所 名	新 専 担 税 理 士 名
本 部 長	のう 能 丸 政 孝 税理士
本 部 長 補 佐	わた 渡 邊 成 記 税理士
小 倉 税 務 相 談 所	もも 百 衣 智 雄 税理士
八 幡 西 税 務 相 談 所	なか の 野 正 浩 税理士

平成28年度確定申告より、事業主の皆様の マイナンバーが必要となります!!

平成28年度確定申告より、事業主の皆様のマイナンバーが必要となります。税務相談所が、皆様のマイナンバーを取り扱うにあたり、以下の基本方針を作成しました。御確認下さい。今後、各税務相談所担当者より、マイナンバーカード、免許証等身分証明、税務相談所とのマイナンバー取扱に関する書類等々の確認や、受け渡しを進めて行くこととなります。何卒ご協力の程、宜しくお願い致します。

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

平成28年6月9日

北九州商工会議所管内税務相談所運営協議会

北九州商工会議所管内税務相談所運営協議会は、特定個人情報等の適正な取扱いの確保のために、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を定めます。

- 1 特定個人情報等の適切な取扱い
当会は、会員の特定個人情報等を取得、保管、利用、提供又は廃棄するに当たって、当会が定めた取扱規程に従い適切に取り扱います。
- 2 関係法令・ガイドライン等の遵守
当会は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」その他の規範を遵守して、特定個人情報の適正な取扱いを行います。
- 3 安全管理措置に関する事項
当会は、特定個人情報等の安全管理等に関して、別途「北九州商工会議所管内税務相談所特定個人情報等取扱規程」を定めています。
- 4 お問合わせ
当会は、特定個人情報等の取扱いに関するお問合わせに対して、適切に対応いたします。

基本方針に関するお問合せ先

北九州商工会議所管内税務相談所運営協議会

所在地：北九州市小倉北区紺屋町13番1号 毎日西部会館4階

電話番号：(093) 531-2431